

議案第33号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年5月13日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、犬の登録及び鑑札の交付手数料に係る特例措置を定めるとともに、東京都ふぐの取扱い規制条例の改正に伴い、ふぐ加工製品取扱届出済票に係る交付手数料及び再交付手数料を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の48の項中「及び鑑札の交付」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7の規定が適用されるものを除く。）」を加え、同表中73の2の項から75の項までを削り、73の項の次に次のように加える。

74	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,600円	免許申請のとき。
75	麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付	麻薬小売業者免許証の再交付手数料	3,200円	再交付申請のとき。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の48の項の改正規定 令和4年6月1日